

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

準備書面(3)

2013(平成25)年5月10日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士冠木克彦復代理人

弁護士 谷 次 郎

第1 被告第2準備書面第3に対する反論

1 被告は、本件シミュレーションは防災計画を重点的に充実すべき地域の範囲の決定のため作成されたものであり、放射性物質による健康影響が生じ得る範囲を明らかににして原告適格を基礎づける指標となるものではない(被告第2準備書面26頁から27頁)とする。

しかし、原告らは、その目的の相違などは十分に意識した上で、原発事故時の放射性物質の拡散について、国自身が用いたシミュレーションを参考にしたものであり、被告の批判は的外れである。

2 また被告は、本件シミュレーションの精度や信頼性の限界や不確かさがあるという(被告第2準備書面25頁など)なるほど、具体的な被害予測となれば、事故の態様・規模、気象条件、地形など多くの要素が関連しうるであろう。しかし、本件では原告適格の判断において、将来おきうる一般的な可能性・蓋然性を評価するものであり、一定の精度の限界や不確か性があっても問題とはなりえない。

3 さらに被告は、原告らがICRPの公衆の被ばくに関する実効線量限度年間1ミリシーベルトを原告適格の判断の基準としてあげることについて、ICRPの要求する趣旨を正解しないものであり失当という(被告第2準備書面28頁)。

しかし、放射能被曝のガンのリスクという点からすれば閾値はなく、本来はゼロでなければならぬことは、ICRP自身が認めていることである(甲35)。それをICRPは、あえて社会的経済的要因を考慮にいれて一般公衆の線量限度を年間1ミリシーベルトとしたものである。従って、この数字をもって原告適格の基準とすることは問題はない。

第2 原告適格の判断基準に対する再反論

1 電気事業法40条のみで原告適格が認められること

(1) 被告の主張

被告は、行訴法9条2項「関係法令」の範囲を限定的に解釈し、原子炉等規制法は関係法令ではないとして、原告らに原告適格は認められないとする。

(2) 反論

しかし、本件処分の根拠条文である電気事業法40条のみから原告らに原告適格は認められる。

電気事業法40条は、「主務大臣は、事業用電気工作物が、前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは・・・停止すべきことを命じ・・・」とされ、同法39条2項において、39条1項の主務省令は、「人体に危害を及ぼすことのないようにと明示されている。

この点だけをみても、電気事業法40条から、原発事故が生じた際の生命・身体等の健康被害からの保護という趣旨が導かれ、原告らに原告適格は認められることは明らかである。

2 行訴法9条2項「関係法令」の解釈の誤り

(1) 被告の主張

被告は、「目的を共通する関係法令」とは、「当該処分を起点として、当該処分においていかなる利益調整を図るかという観点から一体的な体系を形成していると思われる法令群を指す」として、関係法令を限定的に解釈している。

(2) 反論

行訴法9条2項は、平成16年行訴法改正で新設された条項であり、また、平成16年の行訴法改正は、司法の行政に対するチェック機能の強化を眼目としたものである。したがって、行訴法9条2項についても、行訴法改正の趣旨に沿って、原告適格を狭める方向ではなく、拡大させる方向で解釈し、国民の権利利益の実効的救済を達成すべきである。

そうすると、「関係法令」を限定的に考える被告の解釈は、改正法の趣旨に

反し、不当に原告適格の範囲を狭めるものであり、かつ、行訴法 9 条 2 項を、そのように解釈した判例は存在しないのであるから、これは、被告独自の見解であって、原告適格の判断基準になりえない。

さらに言えば、被告は、小林久起判事の著書を引用し、それを裏付けとして、原告適格を限定する方向に解釈しているが、小林判事の著書には、それと反する記載、すなわち、「このように関係法令の趣旨及び目的をも参酌されることにより、行政過程における利益調整の在り方の関連性が適切に反映され、処分又は裁決の根拠となる法令の趣旨目的がより適切に考慮されることとなります。これにより、第三者の原告適格が実質的に広く認められることになると考えます。」とあり、小林判事も原告適格を拡大させる方向で行訴法 9 条 2 項を解釈すべきことを明言している。

小林氏の著書のどこをどのように解釈すれば、被告が主張する規範が導き出されるのか、理解しがたい。

いわば、被告は、あたかも小林氏が原告適格を限定する解釈をしているかのように、恣意的に小林氏の文献を引用し、原告らに原告適格はないと主張しているといわざるを得ず、このように意図的に解釈を歪めるような主張が、国のとるべき態度とは到底考えられない。

3 原告の主張のまとめ

以上のとおり、原告の反論をまとめると、電気事業法 40 条のみで原告適格が認められること、さらに言えば、行訴法 9 条 2 項は被告の主張のように限定的に解釈すべきではなく、原子炉等規制法も行訴法 9 条 2 項の関連法令に含まれ、本件処分の根拠条文である電気事業法 40 条の趣旨・目的にも当然に、国民の生命身体の保護も含まれる。すなわち、原告らに原告適格が認められることは明らかである。

以上